

2018_01 ベスト懸賞問題_解説編

No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10
(2)	(5)	(3)	(5)	(1)	(4)	(3)	(4)	(4)	(3)
正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率
35%	85%	35%	60%	50%	70%	80%	90%	90%	85%

1 参政権

正解 (2)

- (1) 正しい。 枝文のとおり。公務員の地位が、究極において主権者である国民の意思に基づくという趣旨で、憲法 15 条 1 項は公務員の選定罷免権を定めている。
- (2) 誤り。 選定については、枝文のとおり (43 条 1 項、93 条 2 項)。罷免については、最高裁判所長官に限定しておらず、最高裁判所裁判官の国民審査 (79 条 2～4 項) として定めている。
- (3) 正しい。 枝文のとおり。判例は、連座制について公明・適正という極めて重要な法益を達成するため、必要かつ合理的な手段として合憲としている。(最判平 9・3・13)。
- (4) 正しい。 枝文のとおり。憲法 15 条 3 項は国会議員の選挙 (43 条 1 項)、地方公共団体の長及び議会の議員の選挙について定めたものである (93 条 2 項)。
- (5) 正しい。 枝文のとおり。判例は「何人が何人に対して投票したかを公表することは、選挙権の有無にかかわらず選挙投票の全般にわたってその秘密を確保しようとする無記名投票制度の精神に反する」としている (最判昭 25・11・9)。

2 内閣総理大臣

正解 (5)

- (1) 正しい。 枝文のとおり。内閣の憲法改正発案権を認めても、国会の憲法改正発議権 (96 条 1 項) は認められ、国会審議の自主性は失われないためである。
- (2) 正しい。 枝文のとおり。なお、憲法 75 条 1 項により認められる内閣総理大臣の同意権は、検察権の政治的行使による不当な影響から内閣行政権の安定を守る点に趣旨があるため「在任中」とは、在任中だけでなく在任前の犯罪についても含む。
- (3) 正しい。 枝文のとおり (憲法 68 条 2 項)。
- (4) 正しい。 枝文のとおり (最大判平 7・2・22)。

- (5) 誤り。 憲法は、議院内閣制により国会と内閣の協働関係を想定しているため、憲法 68 条 1 項は内閣の成立要件だけでなく、存続要件でもある。

3 行審法に基づく不服申立て 正解 (3)

- (1) 正しい。 枝文のとおり。不作為については、不作為状態が継続する限り、不服申立てを認める必要があるため、不服申立期間（行審法 18 条 1 項）の適用はない。
- (2) 正しい。 枝文のとおり（行審法 7 条 1 項 9 号）。
- (3) 誤り。 旧法では、審査請求すべき行政庁について、処分庁・不作為庁の直近上級行政庁を原則としていたが、平成 26 年改正により、審査請求すべき行政庁について、処分庁・不作為庁の最上級行政庁を原則とした（行審法 4 条 4 号）。
- (4) 正しい。 枝文のとおり。審査庁が、処分庁でも上級行政庁でもない場合は、処分内容の変更はできず（行審法 46 条 1 項ただし書）、処分内容の取消しができるだけである（行審法 46 条 1 項）。
- (5) 正しい。 枝文のとおり（行審法 82 条 2 項、3 項）。

4 国の警察機関 正解 (5)

- (1) 正しい。 国と都道府県の公安委員会は、いずれも国民を代表する機関として、それぞれ警察庁・都道府県警察を管理しており、年 2 回連絡会議が開かれているが、原則として上下関係にはない。
- (2) 正しい。 枝文のとおり（警察法 49 条 1 項）。
- (3) 正しい。 枝文のとおり（警察法 12 条）。
- (4) 正しい。 枝文のとおり（警察法 11 条 2 項）。
- (5) 誤り。 国家公安委員会は「国際緊急援助活動に関すること」について警察庁を管理し（警察法 5 条 4 項 11 号）、警察庁長官が、当該事案につき国家公安委員会の管理下で、都道府県警察を指揮監督する（警察法 16 条 2 項、17 条）。

5 罪刑法定主義と派生原則 正解 (1)

- (1) 誤り。 期間の定めが全くない自由刑（絶対的不定期刑）は許されない。
- (2) 正しい。 規定の趣旨や目的を考慮して、言葉の意味を広く解釈すること（拡張解釈）は、罪刑法定主義に反しない。例えば、文書偽造罪（刑

法 155 条等)における「文書」には、写真コピーが含まれる(最判昭 51・4・30)。

- (3) 正しい。 枝文のとおり(刑法 6 条ただし書)。
- (4) 正しい。 継続犯において、行為の継続中に刑の変更があった場合、実行行為が終了していない以上、「犯罪後」に当たらないため、刑法 6 条の適用はなく、刑の軽重にかかわらず、常に新法が適用される(最決昭 27・9・25)。
- (5) 正しい。 包括一罪には、その完成前に刑の変更があっても、これを分割することなく、その全体に対して新法を適用する(大判昭 6・11・26)。

6 支払用カード電磁的記録に関する罪 正解 (4)

- (1) 正しい。 クレジットカード、カード型電子マネー等の支払用カードは、広く国民の間に普及し、現金代用の支払い決済手段として、通貨や有価証券に準ずる社会的機能を有していることから、本罪はそれに対する社会的信頼の確保を目的として規定されたものである。
- (2) 正しい。 本罪は目的犯であり、「人の財産上の処理を誤らせる目的」がない場合は成立しない。
- (3) 正しい。 本罪の「譲り渡し」とは、カードの処分権を引き渡しの相手方に移転することをいい(刑法 163 条の 2 第 3 項)、カードの電磁的記録が不正に作出されたものであることを、相手方が認識している必要はない。
- (4) 誤り。 本罪(刑法 163 条の 3)の保護法益は、支払い用カードを構成する電磁的記録の真正に対する社会的信頼であるところ、電磁的記録が入力されていないカードは、この社会的信頼を害するおそれがないので、本罪の客体とはならない。
- (5) 正しい。 電磁的記録そのものが保管されていれば、紙にプリントアウトされたものであっても、本罪が成立する(刑法 163 条の 4 第 2 項)。

7 逃走の罪 正解 (3)

- (1) 正しい。 通常逮捕・緊急逮捕・現行犯逮捕のいずれの場合であっても、勾留状によって拘禁されていない者は、「裁判の執行により拘禁された未決の者」(刑法 97 条)にあたらないので、単純逃走罪は成立しない。

- (2) 正しい。 本罪の主体は「拘禁された者」でなければならないから、保釈によって刑事施設から拘禁を解かれた者が、姿をくらましても本罪は成立しない。
- (3) 誤り。 単純逃走罪（刑法 97 条）が既遂に達するためには看守者の実力的支配を脱することを要するが、追跡が継続している場合は、看守者の実力的支配を脱したとはいえないため、本罪は未遂にとどまる（福岡高判昭 29・1・12）。
- (4) 正しい。 加重逃走罪（刑法 98 条）の主体は、単純逃走罪の主体である「裁判の執行により拘禁された既決又は未決の者」のほかに、「勾引状の執行を受けた者」も含まれる。
- (5) 正しい。 枝文のとおり。

8 留置要否の判断

正解（4）

- (1) 正しい。 枝文のとおり（犯捜規範 130 条 3 項）。
- (2) 正しい。 検察官送致を定めた刑訴法 203 条 1 項は、司法警察員が送致するとしか定めておらず、それ以上主体を制限していない。
- (3) 正しい。 司法警察員は身柄拘束から 48 時間以内に検察官送致の手続をしないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない（刑訴法 203 条 1 項、4 項）。
- (4) 誤り。 刑訴法 203 条 1 項によれば、司法警察員は 48 時間以内に検察官送致の手続をすれば足り、書類・証拠物とともに被疑者の身柄が検察官の下に到着している必要はない。
- (5) 正しい。 枝文のとおり（刑訴法 217 条）。

9 公訴の提起

正解（4）

- (1) 正しい。 公訴の提起により、事件が裁判所によって審理されるべき状態になることである訴訟係属が生じ、また、公訴時効の停止、二重起訴の禁止といった効果が生じる。
- (2) 正しい。 枝文のとおり（刑訴法 249 条）。
- (3) 正しい。 枝文のとおり。公訴の提起があつた事件について更に同一裁判所に公訴が提起されたときは公訴棄却判決（刑訴法 338 条 3 号）、同一事件につき数個の裁判所に公訴が提起された場合で、審判をしないことになった裁判所においては、公訴棄却決定（刑訴法 339 条 1 項 5 号）がなされる。

- (4) 誤り。不起訴処分は検察官が行う処分であり、裁判所の裁判ではないため、一事不再理の効果は生じず、後日同一事件について公訴を提起することができる。
- (5) 正しい。枝文のとおり（刑訴法 256 条 6 項、起訴状一本主義）。

10 被疑者国選弁護人制度

正解（3）

- (1) 正しい。枝文のとおり（刑訴法 37 条の 2 第 1 項）。なお、平成 28 年 6 月 3 日公布の改正法により、対象事件が全勾留事件に拡充され、公布から 2 年以内に施行される予定である。
- (2) 正しい。枝文のとおり。被疑者国選弁護人制度の対象事件について勾留を請求された被疑者も、対象事件について被疑者に対して勾留状が発せられている場合と同様に国選弁護人選任請求権を行使することができる（刑訴法 37 条の 2 第 1 項、2 項）。
- (3) 誤り。被疑者の国選弁護人は、被疑者の請求により、裁判官が付与するものであり（刑訴法 37 条の 2 第 1 項）、国選弁護人について、被疑者が特定の弁護士を指名することは認められていない。
- (4) 正しい。枝文のとおり。被疑者が少年の場合であっても、親権者等の資力は考慮されず、被疑者本人の資力のみが基準となる。
- (5) 正しい。枝文のとおり。被疑者国選弁護人制度対象事件の場合には、弁護人選任権の告知に当たって、身柄拘束されている被疑者に対して、本制度について教示しなければならない（刑訴法 203 条 1 項、3 項）。